

# 滋賀県における今後の環境学習のあり方について

## ■ 環境保全活動・環境教育推進法の改正の背景

持続可能な開発のための教育 (ESD) の 10年に係る取組

平成17年からの10年を「国連ESDの10年」とすることとし、世界全体でESDに取り組まれている。

行政・企業・民間団体との協働の重要性

グリーンニューディールの中での環境人材づくりへの関心の高まり。公共サービスにおける民間活用の広まり。

学校における環境教育の関心の高まり

平成18年教育基本法の改正(教育目標に「環境の保全に寄与する態度を養うことが規定」)。

## ■ 社会状況

東日本大震災を契機としたつながりへの意識変化

## ■ 滋賀の状況

第三次環境総合計画  
マザーレイク21計画(第2期)  
滋賀県低炭素社会づくり推進計画等  
重要計画の策定

体験学習に重点を置く取組から幅広い実践的人材づくりと活用に向けて

### <法改正の主な内容>

基本理念等の充実

地方自治体による推進枠組みの具体化

自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入

環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進

学校教育における環境教育の充実

環境教育等の基盤強化等

## <社会状況、法改正を勘案し、本県における今後の環境学習のあり方について検討>

つながり

ESDへの対応  
学びを通じた  
つながりの推進

協働

各主体間の協働取組  
の推進  
県民等の参画

学校での  
取組

県教育委員会との  
連携強化

計画の  
法対応

滋賀県環境学習推進  
計画の法への対応

拠点機能

環境学習の拠点機能  
の拠点改善

滋賀らしさ

琵琶湖や地域に対し  
て学びの場を持つ

体験の  
機会の場

体験の機会の場を  
提供する取組の検討

## ○今後の検討スケジュール (予定)

平成24年10月

環境審議会に諮問、環境企画部会において小委員会の設置

平成24年12月～平成25年5月

小委員会で検討

平成25年 6月～8月

環境審議会環境企画部会で小委員会検討結果を審議、答申



# 環境保全活動・環境教育推進法改正の概要

## 法律改正の必要性

- ▶環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっている。
- ▶国連「持続可能な開発のための教育の10年(ESD)」の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要。

※例えば、米国では、「グリーンカラー」の看板のもと、環境関連の人材育成を強力に推進。

## 環境保全活動・環境教育の一層の推進

体験学習に重点を置く取組から幅広い実践的人材づくりと活用へ

## 改正の考え方のイメージ

### 1. 基本理念等の充実

法目的に、協働取組の推進を追加。基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等を追加。

### 2. 地方自治体による推進枠組みの具体化

～環境教育・協働取組推進の行動計画の作成と地域協議会の設置～

地方公共団体は、地域の関係者からなる協議会の設置等による環境教育、協働取組等に係る行動計画等の作成の努力義務。

### 3. 学校教育における環境教育の充実

- ① 教育活動における環境配慮の努力義務  
学校施設等の整備の際に適切な環境配慮の促進及び教育を通じた環境保全活動の推進。
- ② 学校教育における環境教育の一層の推進  
国及び地方公共団体は、学校で各教科その他の教育活動を通じて体系的な環境教育が行われるよう、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずる。また、研修等教育職員の資質の向上のための措置を講ずる。

### 4. 環境教育等の基盤強化等

- ① 環境教育等支援団体の指定等  
各主体による環境教育等の取組を支援する環境教育等支援団体の指定。
- ② 人材認定等事業の登録対象に環境教育の教材開発等事業を追加

### 5. 自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入

自然体験活動等の機会の場の知事による認定制度の導入。

### 6. 環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進

- ① 政策形成への民意の反映  
国民、民間団体等の多様な主体の意見を求め、政策形成する仕組みを整備・活用、国民等による政策提案を推進。
- ② 公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮  
国等が公共サービスの実施に際し価格以外の多様な要素も考慮し民間団体と契約。
- ③ 協働取組推進のための協定制度の導入  
協働取組を推進するため、行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、協働取組協定の締結の推進、登録制度。
- ④ 事業型環境NPOの活動支援  
環境保全活動が経済的に自立して行えるよう、NPO等の活動を国が支援。

### 附則

- ① 法施行後5年を目途とした検討
- ② 学校における環境教育について、教育職員を志望する者の育成を含めた検討

### 法律題名の改正

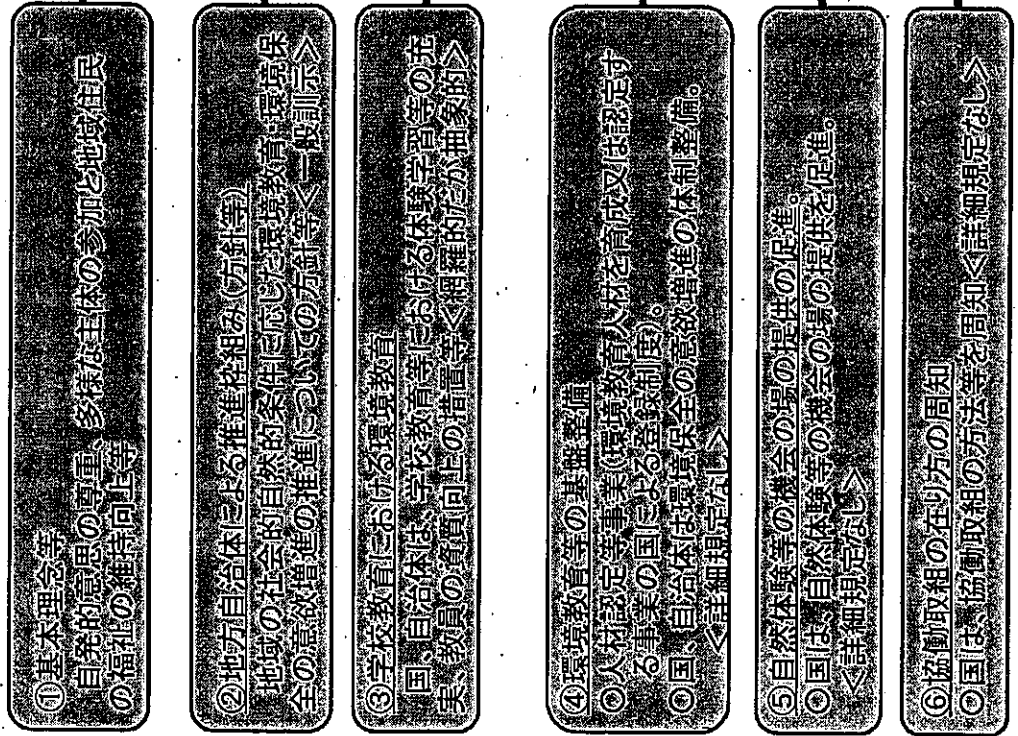
以上のとおり、幅広い実践的人材づくりに向けて詳細な規定を整備することに伴い法律の題名をそれに即応したものに変更。  
「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

# 環境保全活動・環境教育推進法の改正による現行法からの進展のイメージ

## ～訓示規定を中心とする法体系から実践的で具体的な法体系へ～

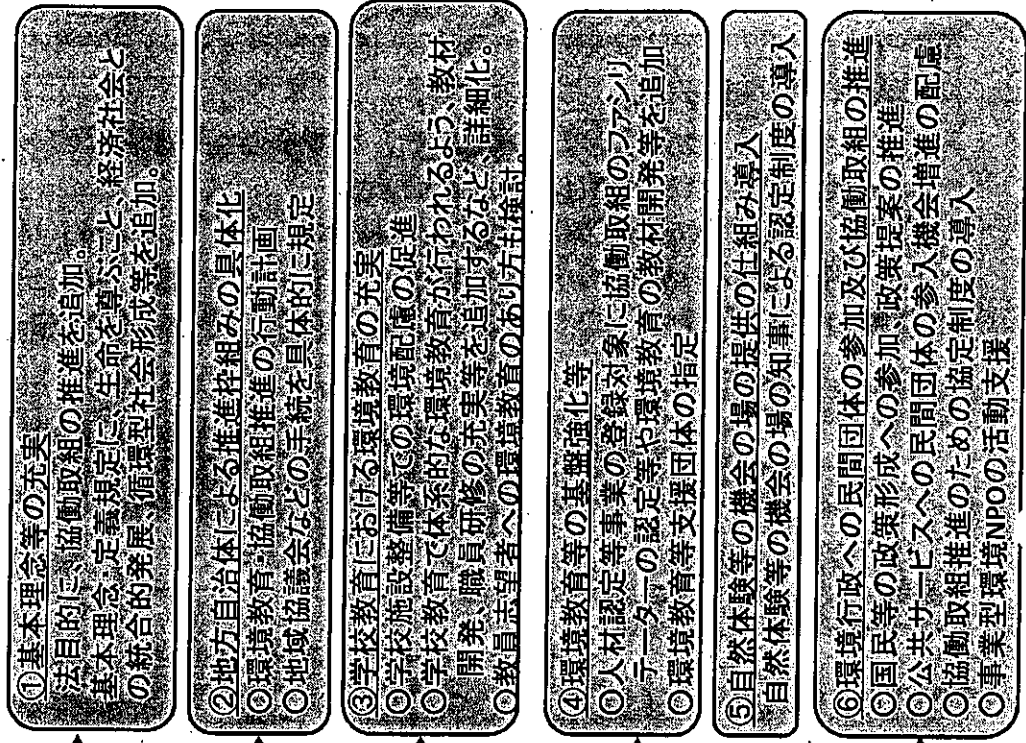
### <現行法>

「どこでも誰でも環境学習」をスローガンに、体験学習のリーダー育成を中心に詳細規定を置いたが、他は訓示規定



### <改正法による進展のポイント>

体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと発展。具体的規定を充実させ、これらに応じて題名を、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に変更。



環境教育・保全活動促進法において、都道府県・市町村の関与が規定されている条文一覧

条	事項	項	条文主旨	実施主体	対応
第6条	地方公共団体の責務		施策の策定及び実施	地方公共団体	努力
第8条	都道府県及び市町村の行動計画	第1項	基本方針を勘案した行動計画の作成	都道府県・市町村	努力
		第3項	住民等関係者の意見反映に必要な措置	都道府県・市町村	努力
		第4項	行動計画作成後の公表	都道府県・市町村	努力
		第5項	行動計画に基づく施策の実施状況の公表	都道府県・市町村	努力
		第6項	行動計画変更後の公表	都道府県・市町村	努力
第8条の2	環境教育等推進協議会	第1項	環境教育等推進協議会の組織	都道府県・市町村	努力
		第3項	公募による協議会構成員の決定	都道府県・市町村	可能
第8条の3	行動計画の作成等の提案	第1項	行動計画の作成又は変更の都道府県又は市町村への提案	都道府県・市町村	努力
		第2項	提案に対する対処の公表	*	—
第9条	学校教育等における支援等	第1項	環境教育の推進に必要な施策	都道府県・市町村	努力
		第4項	国の施策に準じた必要な措置	国・都道府県・市町村	責務
		第5項	都道府県及び市町村への助言その他の措置	都道府県・市町村	努力
		第6項	前項実施にあたっての都道府県及び市町村への情報提供等	国	努力
		第7項	調査研究の実施及びその結果に応じた改善	国	責務
第10条	職場における環境教育等	第1項	雇用する者に対しての環境教育	国・都道府県・市町村	努力
		第2項	情報提供その他の必要な支援	国・地方公共団体・事業者等	努力
		第3項	学生の就業体験等の機会の提供	国・都道府県・市町村	努力
第16条	人材育成又は認定等に必要な情報提供		都道府県又は市町村への情報提供、助言その他の必要な措置	国・地方公共団体・事業者等	努力
第19条	環境保全に関する拠点体制の整備	第2項	民間団体等の環境保全の取組を推進する拠点体制の整備	都道府県・市町村	責務
		第3項	都道府県・市町村が行う拠点機能整備についての必要な支援	国	努力
第20条	体験の機会の場の認定	第1項	体験の機会の場の認定	都道府県知事	可能
		第2項	法定要件に加えて適用すべき認定要件の制定	都道府県知事	可能
		第3項	都道府県知事への認定申請書の提出	認定希望者	義務
		第5項	都道府県知事から都道府県教育委員会への協議	都道府県知事	義務
		第6項	認定した場合の申請者への通知	都道府県知事	義務
		第7項	申請が要件に適合しない場合の申請者への通知	都道府県知事	義務
		第8項	変更等に関する都道府県知事への届出	被認定者	義務
第20条の2	認定の有効期間	第1項	認定の有効期間の設定	都道府県知事	責務
		第2項	都道府県知事への更新申請書の提出	更新希望者	義務
第20条の3	認定体験の機会の場に係る周知等	第1項	認定した体験の機会の場に関する周知措置	都道府県知事	努力

環境教育・保全活動促進法において、都道府県・市町村の関与が規定されている条文一覧

条	事項	項	条文主旨	実施主体	対応
第20条の4	報告、助言等	第1項	運営状況に関する都道府県知事への報告	被認定者	義務
第20条の6	認定の取消し	第2項	被認定者に対する報告・資料提出の請求、必要な助言	都道府県	可能
		第1項	認定の取消し	都道府県知事	可能
第20条の7	大都市等の特例	第2項	認定を取り消した者への通知	都道府県知事	義務
		第1項	政令市、中核市及び協議市町村**による事務代行	政令市、中核市及び協議市町村**	義務
第20条の8	2以上の都府県にまたがる土地又は建物の認定	第3項	事務代行了した旨及びその開始日の公示		義務
			主務大臣による認定	国	義務
第20条の9	認定等に対する国の情報提供		認定にあたって必要な情報提供、助言その他の必要な措置	国	義務
第21条の2	政策形成への民意の反映等	第1項	民意を反映した政策形成を行う仕組みの整備等	国・地方公共団体	努力
第21条の3	民間団体の公共サービスへの参入機会増大	第2項	国又は地方公共団体に対する政策に関する提案	国・民間団体等	可能
		第4項	国・独立行政法人等の施策に準じた契約の推進	地方公共団体	努力
第21条の4	環境保全に係る協定の締結等	第1項	協定の締結・協議・連絡調整を行うための協議会の設置	国・地方公共団体・国民等	可能
		第4項	国の施策に準じた必要な措置の実施	地方公共団体	努力
第21条の5	国民、民間団体等による協定の届出等	第5項	国又は地方公共団体への協働取組の必要性の申し出	国民・民間団体等	可能
		第6項	申し出を受けた場合の協働取組の実施	国・地方公共団体	努力
第22条	経済的価値が付与される仕組みの普及	第1項	締結した協働取組に係る協定の都道府県知事への届出	国民・民間団体等	可能
		第2項	届出のあった場合の協定内容の公表	都道府県知事	努力
第22条の2	財政上の措置等	第3項	協定の法令適合性に関する主務大臣への確認要請	都道府県知事	可能
		第5項	協定の円滑な実施のための助言・指導	都道府県知事	努力
第23条	情報の積極的公表等	第6項	政令市、中核市及び協議市町村**による事務代行	政令市、中核市及び協議市町村**	義務
		第7項	事務代行了する旨及びその開始日の公示	政令市、中核市及び協議市町村**	義務
第24条	配慮等	第1項	経済的価値が付与される仕組みの普及	国・地方公共団体	努力
		第1項	認定体験の場の提供等に必要ないかなる財政上の措置	国・地方公共団体	努力
第24条	配慮等	第1項	地方公共団体等の行う環境保全の意欲の増進等の積極的な公表	国・地方公共団体・事業者等	努力
			国民、民間団体等の自立性を阻害しないよう配慮措置及び公正性・透明性の確保措置	国・地方公共団体	義務

(備考) \* 改正法第8条の3第1項の第1号及び第2号に掲げる者

\*\* 協議市町村：事務代行について都道府県知事と協議を行った市町村

努力：～するよう努めるものとする  
 可能：～することができる  
 義務：～するよう講ずるものとする  
 義務：～しなければならない